

RCC企業再生スキーム新旧対照表【再生計画における「資産・負債の評価基準」(別紙 5)】

No.	項目	改定前	改定後
	前書き	<p>I 基本的な前提条件</p> <p>1. 支援対象企業について作成された「実態貸借対照表」は、監査法人・公認会計士・税理士等専門家によって行われたデューデリジェンスに基づく公正かつ適正な資産評価に因らなければならない。</p> <p>2. 不動産については、不動産鑑定士による不動産鑑定評価または簡易鑑定評価を行い、時価評価された金額をもって実態貸借対照表が作成されていること。</p> <p>※ 全ての不動産について時価評価すること。</p> <p>※ 鑑定評価・簡易鑑定評価は複数の鑑定人に依頼することが望ましい。</p>	<p>I 基本的な前提条件</p> <p>1. 支援対象企業について作成された「実態貸借対照表」は、監査法人・公認会計士・税理士等専門家によって行われたデューデリジェンスに基づく公正かつ適正な資産評価に因らなければならない。</p> <p>2. 不動産については、<u>原則として、不動産鑑定士による不動産鑑定評価またはこれに準じる評価を行い、時価評価された金額をもって実態貸借対照表が作成されていること。</u></p> <p>※ 全ての不動産について時価評価すること。</p> <p>※ <u>重要性の高い不動産の不動産鑑定評価またはこれに準じる鑑定評価は、複数の鑑定人に依頼することが望ましい。</u></p>
1	目的	【新規】	<p><u>本基準は、債務者の実態的な財政状態を明らかにして債務者の再生可能性の判断に資する情報を提供し、また、再生可能と見込まれる債務者が引き続き事業を継続することを可能にしつつ、債務者に対して債権放棄等の金融支援を行う債権者の経済合理性を満たすような公正かつ適正な債務処理を行うための手続の一環として、公正な価額による債務者の有する資産及び負債の価額の評価を行うために定める。</u></p>
2	評価の原則	【新規】	<p><u>「目的」に鑑み、本評価では、債務者の有する資産等から回収可能な価額（直接的な回収額以外の価額を含む）の算出に当たっては、原則として、時価により評価するものとし、時価として公正な評価額以外のその他の価額による場合には本基準に評価方法を定めるものとする。ただし、今後継続使用しない資産については、処分価額により評価することができる。また、債務者の負う負債等の金額を明らかにするため、別段の定めのない負債については、原則として一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評価するものとする。</u></p> <p><u>なお、本評価を行うに当たっては、適切な評価基準日を設定することとする。また、当初の評価から事業再生計画の成立までに事情の変更があった場合には、当該変更が評価に与える影響を適切に反映するものとし、当初の評価基準日が属する事業年度の決算期が到来する等相当の期間が経過する場合には適切に時点修正するものとする。</u></p>
3	用語の定義	【新規】	<p>(1) <u>時価とは、原則として一定の信頼性をもって測定可能な公正な評価額をいう。ただし、代替的又は特定のその他の価額による場合がある。</u></p> <p><u>公正な評価額とは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう。いずれの場合にも、公正な評価額とは、独立した当事者間による競売又は清算による処分以外の取引において、資産の購入又は売却を行う場合のその価額をいう。</u></p> <p>(2) <u>処分価額とは、継続を前提とする企業が資産譲渡を行う場合の売却見積額又は回収見積額から売却又は回収等の処分により負担する可能性のある取引費用を控除した価額をいう。</u></p> <p>(3) <u>正味実現可能価額とは、資産を通常の営業過程において販売する場合の即時換金額であり、売価（販売見込額）からアフター・コストを控除した価額をいう。</u></p> <p>(4) <u>正味売却価額とは、資産又は資産グループの売却価額から処分費用見込額を控除した価額をいう。</u></p> <p>(5) <u>一般債権とは、経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権をいう。</u></p> <p>(6) <u>貸倒懸念債権とは、経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権をいう。</u></p> <p>(7) <u>破産更生債権等とは、経営破綻又実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権をいう。</u></p>

RCC企業再生スキーム新旧対照表【再生計画における「資産・負債の評価基準」(別紙5)】

No.	項目	改定前	改定後
4	売上債権	<p>各債権金額から取立不能見込額または貸倒見積額を控除した額を時価とする。 相手先の経営、財政状態等信用力を評価して算定する。(信用力の高い先に対する債権は減算不要) 過去の瑕疵に基づく減額率や回収実績等を参考に一定割合を減額控除することも可能。 子会社等の関係会社宛の売上債権については、清算予定会社宛の債権で清算配当等により回収が可能と認められる額は、担保処分見込額及び保証による回収見込額と同様に取扱う。</p>	<p>売上債権については、原則として、各債権金額から貸倒見積額を控除した価額により評定する。貸倒見積額の算定は次の通りとする。</p> <p>(1) 一般債権については、原則として過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積額を算定する。ただし、評定基準日以降の回収実績による算定も可能とする。</p> <p>(2) 貸倒懸念債権については、当該債権額から担保処分見込額及び保証による回収見込額を控除し、残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積額を算定する。</p> <p>(3) 破産更生債権等については、当該債権額から担保処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積額とする。また、清算配当等により回収が可能と認められる額は、担保処分見込額及び保証による回収見込額と同様に取扱う。</p> <p>(4) 子会社等の関係会社に対する売上債権に係る貸倒見積額については、親会社等として他の債権者と異なる取扱いを受ける可能性がある場合には、これによる影響額を合理的に見積もるものとする。</p>
5	棚卸資産	<p>(1) [商品・製品] 正味実現可能価額から販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額を時価とする。</p> <p>(2) [半製品・仕掛品] 製造販売価額から完成までに要する費用、販売費用、完成販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額を時価とする。</p> <p>(3) [原材料等] 販売目的の財貨または用役を生産するために短期間に消費されるべき原材料については、再調達価額を時価とする。</p> <p>(4) 品質低下、陳腐化している棚卸資産、及び大幅な値引きを余儀なくされるものは、予定処分価額にて調整し時価とする。</p>	<p>(1) 商品・製品については、正味実現可能価額から販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額により評定する。</p> <p>(2) 半製品・仕掛品については、製品販売価額から完成までに要する費用、販売費用及び完成販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額により評定する。</p> <p>(3) 販売目的の財貨又は用役を生産するために短期間に消費されるべき原材料については、再調達原価により評定する。</p> <p>(4) 品質低下、陳腐化等により収益性の低下している棚卸資産については、正味売却価額、処分価額又は一定の回転期間を超える場合には定期的に帳簿価額を切り下げる方法による価額により評定する。</p>
6	販売用不動産等	<p>開発を行わない不動産又は開発が完了した不動産は棚卸資産としてみなし、正味実現可能価額(販売見込額(売価)－アフター・コスト)から販売努力に対する合理的見積利益を控除したものを時価とする。 開発後販売する不動産は開発後の正味実現可能価額から造成・開発原価等今後完成までに要する見込額と販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額とする。 販売可能見込額は、市場価格が存在する場合にはその市場価格とし、存在しない場合は不動産鑑定士の鑑定評価額、一般に公表されている地価又は取引事例価格、及び収益還元価額等の合理的に算定された価額を適用し算定する。</p>	<p>(1) 開発を行わない不動産又は開発が完了した不動産は、正味実現可能価額(販売見込額(売価)－アフター・コスト)から販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額により評定する。</p> <p>(2) 開発後販売する不動産は、開発後の正味実現可能価額から造成・開発原価等、今後完成までに要する見込額と販売努力に対する合理的見積利益を控除した価額により評定する。</p> <p>(3) なお、合理的見積利益を見積もることが困難な場合には、合理的見積利益を控除しないことができる。</p> <p>(4) 売価は、販売公表価格又は販売予定価格とするが、当該価格での販売見込みが乏しい場合は、観察可能な市場価格がある場合には当該市場価格とし、観察可能な市場価格がない場合には、不動産鑑定士の不動産鑑定評価額等、一般に公表されている地価若しくは取引事例価格又は収益還元価額等の合理的に算定された価額とする。</p>
7	前払費用	<p>(1) 原則として全額減算する。</p> <p>(2) 但し、当該契約解除により現金回収が見込まれるものは回収可能見込額をもって時価とする。</p> <p>(3) 建設業等における「<u>未成工事支出金</u>」は、棚卸資産、前途金、前払費用の複合的性質を有するため、これらの評価方法を複合的に考え時価を算定する。</p>	<p>(1) 期間対応等により今後継続する事業の費用削減に資することが明らかである場合には、役務等の未提供部分に相当する支出額により評定する。</p> <p>(2) 今後継続する事業の費用削減に貢献するとは見込まれない場合には、契約解除により現金回収が見込まれる回収見込額により評定する。</p>

RCC企業再生スキーム新旧対照表【再生計画における「資産・負債の評定基準」(別紙5)】

No.	項目	改定前	改定後
8	貸付金	<p>(1) 原則として、貸付先の決算書入手等により財務内容を把握し、回収可能性に応じて各債権金額から貸倒見積額を控除した額を時価とする。</p> <p>(2) 金融業等で全貸付先の決算書等入手が困難な場合は、関係会社等貸付金を除いて、一般の売上債権に準じて評価する。</p> <p>(3) 回収可能性が不明確な役員等への貸付金は、原則として全額減算する。</p> <p>(4) 福利厚生のための住宅取得資金等の従業員宛貸付金は、原則として減算不要とする。</p>	<p>(1) 原則として、各債権金額から貸倒見積額を控除した価額により評定する。</p> <p>(2) 貸倒見積額は、貸付先の決算書等により財務内容を把握し、貸付先の経営状況及び担保・保証等を考慮した回収可能性に応じて算定する。ただし、決算書等の入手が困難な場合には、「売上債権」に準じて評定することができる。</p> <p>(3) 子会社等の関係会社に対する貸付金に係る貸倒見積額については、親会社等として他の債権者と異なる取扱いを受ける可能性がある場合には、これによる影響額を合理的に見積もるものとする。</p> <p>(4) 役員等への貸付金に係る貸倒見積額は、当該役員等の資産や収入の状況、保証債務の状況等を勘案し算定する。この場合、保証債務又は経営責任により役員等に経済的負担がある場合等には、保証による回収見込額等と重複しないように留意する。</p> <p>(5) 従業員に対する住宅取得資金等の貸付金に係る貸倒見積額は、当該従業員の資産の状況、退職金支払予定額等を勘案して算定する。</p>
9	未収入金等	<p>(1) 原則として「売上債権」に準じて評価する。</p> <p>(2) 仮払金のうち、本来費用処理されるべきものは減算する。</p> <p>(3) 経営者等への仮払金は回収の可能性を判断し回収不能見込額を減算する。</p>	<p>(1) 金銭債権としての性質を有するものは、原則として「売上債権」に準じて評定する。</p> <p>(2) 仮払金のうち、本来費用処理されるべき額については評定額は零とする。役員等に対する仮払金は役員等に対する貸付金に準じて評定する。</p>
10	事業用不動産	<p>事業継続を前提に、不動産鑑定士による鑑定評価額、簡易鑑定評価額等を時価とする。</p>	<p>(1) 原則として、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額及びこれに準じる評価額（以下「不動産鑑定評価額等」という）により評定する。この場合、不動産鑑定評価等における前提条件、評価方法及び評価額が、本評定基準の評定方法に照らして適合していることを確認する。</p> <p>(2) 重要性が乏しい等により、不動産鑑定評価額等を取得する必要がないと判断される場合には、不動産鑑定評価基準（国土交通事務次官通知）における評価手法を適用して評定した額、土地について地価公示等の土地の公的評価額に基づいて適正に評価した額、償却資産について適正に算定した未償却残高等を合理的に算定した価額として評定することができる。</p> <p>(3) なお、事業内容等に照らして評定単位について特に留意するものとする。</p>
11	投資不動産	<p>【新規】</p>	<p>(1) 原則として不動産鑑定評価額等により評定する。</p> <p>(2) 重要性が乏しい等により、不動産鑑定評価額等を取得する必要がないと判断される場合には、不動産鑑定評価基準における評価手法を適用して評定した額、土地について地価公示等の土地の公的評価額に基づいて適正に評価した額又は償却資産について適正に算定した未償却残高等を合理的に算定された価額として評定することができる。</p>
12	その他償却資産	<p>市場価格があるものは当該市場価格、市場価格が存在しないものは、再調達価額を求めた上で、当該資産の取得時から評価時点までの物理的、機能的、経済的減価を適切に修正した価格、または当該資産から獲得されるキャッシュフローに基づいた収益還元価格。</p>	<p>(1) 観察可能な市場価格がある場合には、当該市場価格により評定する。</p> <p>(2) 観察可能な市場価格がない場合には、原価法による価格（再調達原価を求めた上で当該資産の取得時から評価時点までの物理的、機能的、経済的減価を適切に修正した価額をいう）、収益還元法による価格又は適正に算定された未償却残高等を合理的に算定された価額として評定する。</p>
13	リース資産	<p>(1) ファイナンス・リース取引に該当する場合は、未払リース料相当額は負債として計上し、見合として担保権対象としてのリース資産を資産計上させる。</p> <p>(2) リース資産の時価は「その他償却資産」に準じて評価する。</p>	<p>リース資産については、ファイナンスリース取引に該当する場所で、賃貸借取引に準じた処理が行われている場合に、リース債権を担保権として取り扱う場合には、リース資産については、未払リース料相当額は負債として計上し、見合としてのリース資産を、その他償却資産に準じて評定する。</p>

RCC企業再生スキーム新旧対照表【再生計画における「資産・負債の評価基準」(別紙 5)】

No.	項目	改定前	改定後
14	無形固定資産	<p>(1) 観察可能な市場が存在する場合には市場価格を時価とする。</p> <p>(2) 市場価格がない場合は、専門家による鑑定評価額や取引事例に基づき合理的に算定された価額とする。</p> <p>(3) 類似した資産がなく合理的な評価額を見積もることが出来ない場合には全額減算とする。</p>	<p>(1) 観察可能な市場価格がある場合には、<u>当該市場価格により</u> 評価する。</p> <p>(2) <u>観察可能な市場価格がない場合には、専門家による鑑定評価額や取引事例に基づき適正に評価した価格を合理的に算定された価額として</u> 評価する。</p> <p>(3) 類似した資産がなく合理的な評価額を見積もることが出来ない場合には<u>評価額は零とする。</u></p> <p>(4) <u>本評価前に債務者が有償で取得したのれんは無形固定資産として</u> 評価するが、この場合、<u>評価基準日において個別に明確に算定することができるものに限ることに特に留意する。</u></p>
15	有価証券(投資有価証券含む)	<p>(1) 市場価格がある有価証券は、当該市場価格に基づく価額により評価する。</p> <p>(2) 市場価格がない株式(出資金)は「関係会社株式」に準じて評価する。</p> <p>(3) 市場価格がない社債等の債券は「貸付金」に準じて評価する。</p>	<p>(1) <u>観察可能な市場価格がある場合には、当該市場価格により</u> 評価する。</p> <p>(2) <u>観察可能な市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により</u> 評価する。この場合、<u>株式については日本公認会計士協会が策定した企業価値評価ガイドラインの評価方法等を参考とする。</u></p> <p>(3) <u>観察可能な市場価格及び合理的に算定された価額が存在しない社債及びその他の債券については、当該債券について償却原価法を適用した価額から貸倒見積額を控除した価額により</u> 評価する。</p>
16	関係会社株式	<p>(1) 市場価格がある有価証券は、当該市場価格に基づく価額により評価する。</p> <p>(2) 市場価格がない場合は財産評価基本通達、「企業価値評価ガイドライン」(日本公認会計士協会 H19.5.16 経営研究調査会研究報告第 32 号)やその他の合理的評価基準に従い算定された価額を時価とする。(・純資産方式・収益方式・配当方式・比準方式・併用方式等)</p> <p>(3) 業況不振先や財務内容が不明な先の株式は原則全額減算する。</p>	<p>(1) <u>観察可能な市場価格がある場合には、当該市場価格により</u> 評価する。</p> <p>(2) <u>観察可能な市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により</u> 評価する。この場合、<u>日本公認会計士協会が策定した企業価値評価ガイドラインの評価方法等を参考とする。</u></p>
17	その他の投資	<p>(1) 敷金：契約により返還時に当然に控除される額がある場合はその額を除いた金額。また、原状回復費用の見積を控除した価額とする。賃借不動産に担保権が付される場合には、賃借権が担保権に対抗できるか等の問題を考慮し、回収不能額を見積り減算する。</p> <p>(2) 建設協力金：「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号)においての時価「返済期日までのキャッシュフローを割り引いた現在価値」等により評価する。</p> <p>(3) 差入保証金：貸主の財産状態を勘案し差入保証金の債権金額から貸倒見積額を控除した価額とする。また、営業取引に係る保証金は、「貸付金」に準じて評価した額を適用する。</p> <p>(4) ゴルフ会員権等          ・会員権相場のあるゴルフ会員権は相場をもって時価とする。          ・会員権相場のないゴルフ会員権は、入会金部分については全額減算し、預託保証金は額面金額から貸倒見積額控除後の価額とする。</p> <p>(5) 保険積立金：評価時点において解約したと想定した場合の解約返戻金相当額とする。</p>	<p>(1) <u>長期前払費用については、「前払費用」に準じて</u> 評価する。</p> <p>(2) <u>敷金については、預託金額から契約により返還時に控除される額、原状回復費用見積額及び貸借人の支払能力による回収不能額を控除した価額で</u> 評価する。</p> <p>(3) <u>建設協力金については、「貸付金」に準じて</u> 評価する。なお、<u>無利息等一般の貸付金と条件が異なる場合には、建設協力金に関する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して</u> 評価することができる。</p> <p>(4) <u>差入保証金については、「貸付金」に準じて</u> 評価する。</p> <p>(5) <u>ゴルフ会員権等については、会員権相場のあるゴルフ会員権等は、相場による価額により</u> 評価する。会員権相場のないゴルフ会員権等は、入会金等に相当する部分は評価額は零とし、<u>預託保証金に相当する部分は額面金額から貸倒見積額を控除した額により</u> 評価する。</p> <p>(6) <u>貸倒見積額は預託先の信用状況、経営状況等を考慮して</u> 見積もる。</p> <p>(7) <u>保険積立金については、評価時点において解約したと想定した場合の解約返戻金相当額により</u> 評価する。</p>
18	繰延資産	<p>原則として全額減算する。</p>	<p><u>繰延資産については、原則として評価額は零とする。</u></p>

RCC企業再生スキーム新旧対照表【再生計画における「資産・負債の評価基準」(別紙 5)】

No.	項目	改定前	改定後
19	繰延税金資産・繰延税金負債	税務上の資産の評価損益の計上、再生計画の内容等に基づき、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査委員会報告第 66 号)等に照らして計上額の見直しを行う。	繰延税金資産及び繰延税金負債については、原則として、繰延税金資産及び負債に関する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して評定する。この場合、事業再生計画の内容等に基づき回収可能性について特に慎重に判断する。なお、一時差異等の認識に当たっては、本評定基準による資産及び負債の評定額と課税所得計算上の資産及び負債の金額の差額を一時差異とみなすものとする。
20	裏書譲渡手形・割引手形	割引手形買戻債務を認識し負債計上し、見返り勘定として実際に回収が見込める金額を手形遡及権として資産計上する。	裏書譲渡手形及び割引手形については、割引手形買戻債務等を認識して負債計上し、見返勘定として回収見込額を手形遡及権として資産に計上する。又は、割引手形買戻債務等から回収見込額を控除した額を債務保証損失引当金として負債に計上する。
21	貸倒引当金	(1) 個別引当の設定対象となった債権について、当基準に基づき評価損の計上が行われているときは、当該債権についての貸倒引当額を取り崩す。 (2) 一般引当について、当基準に基づき引当率算定の見直しが行われ評価損が計上されたときは、一般引当の貸倒引当額を取り崩す。	(1) 個別引当の設定対象となった債権について、本基準に基づき別途評定が行われているときは、当該債権についての貸倒引当額を取り崩す。 (2) 一般引当の設定対象となった債権について、本基準に基づき別途評定が行われているときは、当該債権についての貸倒引当相当額を取り崩す。
22	退職給付引当金	(1) 「退職給付に係る会計基準」に従って設定するが、積立不足額について一時に認識し計上する。 (2) 中小企業等で合理的に数理計算上の見積を行うことが困難である場合等では、「退職給付会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 13 号)による簡便な方法を用いることも可能とする。	(1) 退職給付に関する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して設定するが、未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異については評定時に認識して計上又は取り崩す。 (2) 退職が見込まれる従業員がある場合には支給予定額を計上する。 (3) 中小企業等で合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難である場合は、退職給付に関する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して簡便な方法を用いることができる。
23	その他の引当金	引当金の設定対象となる資産・負債について当基準に基づき評価の見直しが行われているときは、関連する引当金については取り崩す。	(1) 引当金の設定対象となる資産及び負債について当基準に基づき評定が行われているときは、関連する引当金の額の見直しを行う。 (2) 関係会社の整理又は余剰人員の整理等事業再構築等に要する費用の見積額で、他の資産等の評定額に反映されていない額は事業再生計画に基づき「関係会社支援損失引当金」「事業再構築引当金」等の名称により引当金を計上する。
24	保証債務等	(1) 保証債務については、債務者が債務不履行となる可能性があり、その結果、保証人が債務を履行しその履行に伴う求償権が回収不能となる可能性が高い場合、保証債務の総額から、主たる債務者の返済可能額及び担保により保全される額等の求償権の回収見込額を控除した額を負債に計上する。 (2) 尚、決算以降に保証履行した、または保証履行を請求されている保証債務が有る場合には、当該金額と(1)で算定した必要額の何れか大きい金額を負債に計上する。 (3) 他の債務者の債務の担保として提供している資産がある場合等で、当該資産について担保権が履行される恐れが高い場合についても、求償権相当額から回収見込額を控除した額を負債に計上する。	(1) 保証債務については、保証債務の総額を負債として計上し、同額の求償権を資産に計上し貸倒見込額を控除する。貸倒見込額は主債務者の返済可能額及び担保により保全される額等の求償権の回収見込額を控除した額とする。 又は、保証債務の総額から求償権の回収見込額を控除した額を債務保証損失引当金として負債に計上する。 (2) 評定基準日後に保証を履行し、又は保証履行を請求されている保証債務が存在する場合にも、(1)と同様に評定する。 (3) 他の債務者の債務の担保として提供している資産がある場合等で、当該資産について担保権が実行される可能性が高い場合についても、保証債務に準じて評定する。

RCC企業再生スキーム新旧対照表【再生計画における「資産・負債の評価基準」(別紙5)】

No.	項目	改定前	改定後
25	デリバティブ取引	<p>(1) 取引所に上場している取引は最終価格を時価とする。</p> <p>(2) 取引所の相場のない非上場取引の時価は、市場価格に準ずるものとして以下のような合理的に算定された価額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引システムでの気配値による方法</li> <li>・割引現在価値による方法</li> <li>・オプション価格モデルによる方法</li> </ul> <p>(3) ただし、ヘッジ取引についてはヘッジ対象資産・負債について当基準により評価が行われた場合には、ヘッジ手段であるデリバティブ取引について当基準により評価する。</p>	<p>(1) <u>市場価格又はこれに準じて合理的に算定された価額により評価する。</u></p> <p>(2) <u>ヘッジ取引についてはヘッジ対象資産及び負債について本基準に基づき評価した場合には、ヘッジ手段であるデリバティブ取引についても本基準に基づき評価する。</u></p> <p>(3) <u>複合金融商品を構成する個々の金融資産又は金融負債を一体として評価単位とすることが適当な場合には一体のものとして評価する。</u></p>
26		【新規】	<p><u>法人格の継続を前提とした自らの事業に関するのれんについては、「無形固定資産」ののれんに準じて、評価基準日において個別に明確に算定することができるものに限って評価することができ、それ以外の評価額は零とする。</u></p>
27	その他	【新規】	<p>(1) <u>本基準に定めのない資産及び負債項目については、「評価の原則」に従って合理的な評価方法を採用するものとする。</u></p> <p>(2) <u>本基準に定めのないその他の合理的な評価方法がある場合には、その他の合理的な評価方法を用いることができるものとする。その場合には、その他の合理的な評価方法の内容及び採用した理由を明記するものとする。</u></p> <p>(3) <u>「目的」に照らして、重要性に乏しいと判断した資産及び負債については、本基準と異なる簡便的な評価方法を用いることができるものとする。簡便的な評価方法を用いた場合には、重要性の基準値及び簡便的な評価方法の内容を明記するものとする。</u></p>